

令和4年度 第4回

立川市学校給食運営審議会会議録

令和4年11月25日

立川市学校給食運営審議会

(基本情報)

会議名称	令和4年度 第4回立川市学校給食運営審議会
開催日時	令和4年11月25日(金) 15時00分～16時00分
開催場所	立川市学校給食共同調理場 研修会議室
次 第	1 開会 2 議題 (1) 令和3年度学校給食費決算監査について(報告) (2) 学校給食費の公会計化について(報告) (3) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について(報告) 3 その他
配布資料	○事前送付資料 (1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針 令和4年(2022年)10月改正 (2) 食物アレルギー対応実施手順書 令和4年(2022年)10月改正 ○机上配布資料 資料1-1 令和3年度学校給食費(単独校)決算報告書 資料1-2 令和3年度学校給食費(調理場校)決算報告書 資料1-3 令和3年度中学校給食費(併用給食費会計・ミルク給食負担金会計)会計決算報告書 資料1-4 令和3年度中学校給食費(ミルク給食費会計)決算報告書 資料2 学校給食費の公会計化について 資料3 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について
出席者	12名
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議概要 主な意見等	・アレルギー対応について、定期的な研修や実践的訓練の充実を図ること。 ・各学校への情報共有や好事例の周知等を図ること。
担当	教育部学校給食課 電話 042-529-3511

○事務局（青木学校給食課長）

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、進行役を務めさせていただきます、学校給食課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、立川市学校給食運営審議会条例に基づきまして、定員 18 名のうち過半数、10 名以上のご出席で成立となります。本日 12 名の方にご出席いただいておりますので、本審議会は成立いたしました。

今年度は、年度初めから 3 回の審議会を開催させていただき、立川市学校給食におけるアレルギー対応方針の改正についてご審議いただきました。本日は、アレルギー対応方針の改正についての報告のほか、学校給食費の決算及び公会計化についての報告を予定しております。また、今回、開催日の連絡に不備があり、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

それでは、まず、事務局より本日の配布資料の確認をさせていただき、以降の議事進行については、石田会長にお願いしたいと思います。それでは、配布資料を確認させていただきます。

【配布資料の確認】

それでは、これより審議会を公開します。

本日の傍聴人は 0 人です。では、石田会長に議事進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議事進行に入ります。

本日は次第にあるとおり、議題 1～3 について、事務局より報告、説明を受け、質疑応答を行います。

それでは次第の 2、議題について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（青木学校給食課長）

はい。それでは、議題（1）及び（2）について、管理係長の葉袋より資料をもとにご説明します。

○事務局（葉袋管理係長）

それでは、決算の報告をさせていただきます。始めに用語の説明をさせていただきます。

資料 1-1 をご覧ください。「収入の部」の「項目」のところです。用語の説明として、「調定額」は収入として入金されるべき金額、「収入額」は実際に入金された金額、「不納欠損額」は催告等行っても入金されず、消滅時効を経過して欠損となった金額、「収入未済額」は徴収すべき金額のうち、徴収ができていない金額となります。

それでは、単独調理校の決算報告書をさせていただきます。単独調理校につきましては第一小学校から第八小学校までの合計金額となっております。報告書の備考欄に収納率が記載されております。単独

調理校の給食費の収納率は令和3年度全体で、99.96%です。内訳としましては現年度の給食費は99.99%、それに対しまして過年度（前年度以前に未収になっている金額のうち令和3年度に入金された）収納率は0%となっております。これらを合計しまして99.96%という収納率となっております。なお、繰越金につきましては、675,160円となっております。

続きまして裏面の資料1-2は共同調理場校の決算報告書となっております。共同調理場校の給食費の収納率は99.5%となっております。内訳につきましては現年度給食費は99.8%、それに対しまして過年度の収納率は、16.1%となっております。これらを合計いたしまして99.5%という収納率となっております。繰越金につきましては、3,851,260円となっております。

続きまして資料1-3中学校給食費の決算の報告になります。まず、併用給食費会計とミルク給食負担金会計と書かれている資料をご覧ください。中学校の給食はランチ給食とミルク給食に分かれておりまして、このページはランチ給食の決算報告となっております。収納率につきましては記載しておりませんが、中学校給食はプリペイドカード方式であるため、前払いなので収納率は100%となります。繰越金につきましては、997,072円となっております。

最後に裏面資料1-4は中学校のミルク給食費の決算報告書となっております。収納率は100%、繰越金につきましては40,202円となっております。

全体的なことですが学校給食費は全て食材料費として賄われており、調理委託費等の人件費等は含まれません。

決算監査につきましては、単独調理校は学校ごとに行われております。また、共同調理場校と中学校は、その年度の担当校の校長1名と保護者2名の計3名でそれぞれ実施しております。今年度につきましては、共同調理場校につきましては大山小学校、中学校につきましては立川第九中学校に監査をお願いしました。決算の報告は以上になります。

続きまして、議題の（2）学校給食費の公会計会についてのご報告です。資料2となります。

現在の学校給食費は、学校長の責任のもと徴収管理を行う私費会計制度となっており、未納者の督促含め各学校が行っております。このような状況下において、教員の業務負担軽減や、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の集約及び効率化等が見込めることから、令和5年度から学校給食費の公会計化を実施します。公会計化により、学校給食費の徴収管理や督促業務、食材料の調達・支払いを市が行うこととなり、令和5年度より、保護者から徴収する給食費は市の歳入予算、食材料の支払いは歳出予算として計上します。公会計化移行時期は資料の表にあるとおり、共同調理場校は令和5年度4月から、単独調理校、中学校は令和5年度2学期からとなっております。

続きまして、条例等になりますが、令和4年9月議会において、立川市立学校の学校給食費に関する条例を提出し承認を得ました。また、給食提供の申し込みや給食費単価、督促等の様式を規定した条例施行規則を教育委員会に提出し承認を得ました。

各学校の私費会計における学校給食費の滞納分については、文科省ガイドラインや関連部署と調整のうえ、債権譲渡として市に引き継ぎます。債権譲渡された場合、学校給食課において債権管理台帳等により適正に管理し、督促・催告を行います。給食費は市が持つ債権のうち私債権に分類されるため、債務者による時効の援用が見込めず、市において回収の努力を尽くしたうえでも回収が見込めない場合は、議会承認のもと債権の放棄を行います。

続きまして、学校給食用材料の調達についてです。

学校給食用材料については、「立川市学校給食用材料調達事務要綱」及び関連例規等に基づき、原則として国内産の、安全・安心かつ良質な食材料を使用し、野菜等は立川産を優先して使用しています。

公会計化により食材料の調達・支払いを市が行うにあたり、調達事務における公平性、透明性をより確実にするとともに、これまでどおり、安全・安心な食材料を調達していくため、要綱等の見直しを行います。

最後に、保護者案内通知の発送についてです。

小中学校の児童生徒の保護者宛てに、令和5年度の学校給食に関する様々な変更点についての案内通知一式を11月22日に発送しました。この案内通知に、令和5年度以降の給食費に関するご案内や行っていただく手続きに関する書類を同封しています。

報告は以上です。

○会長

では、会計関係について2つの議題をご報告いただきました。まず給食費の決算について、ご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では次に進めさせていただきます。議題の(3)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について、お願いいたします。

○事務局（青木学校給食課長）

はい。では議題の(3)について、給食係長の平出より資料をもとにご説明します。

○事務局（平出給食係長）

はい。では、議題(3)「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」についてご報告させていただきます。

資料3をご覧ください。

本運営審議会において、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」の内容の見直しについて審議をしていただき、(1)「使用しない食品」と「対応食品」の整理を行いました。また、審議いただきました、対応手順の課題と見直しの方向性を踏まえ、直接食物アレルギー対応を行う小中学校をはじめとする関係機関等と教育委員会が実現可能な対応方法や手順を協議し、(2)誰にでもわかりやすい食物アレルギー対応手順の構築を行いました。立川市の教育委員会等、必要な会議等で承認を得て、事前にお届けさせていただきました、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」及び「食物アレルギー対応実施手順書」を作成いたしました。

この「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」は、小学校においては、令和5年度1学期から、中学校においては、令和5年度2学期から実施となります。

改正後は、「食物アレルギー確認書」を全児童・生徒を対象に毎年実施することにより、全児童・生徒の食物アレルギーの有無を把握し、医師の診断による学校生活管理指導表を基に、安全な給食の提供に務めてまいります。

今後の予定として、小学校に関しましては、令和4年12月以降に、現在の食物アレルギー対応に変更

が生じる方への説明を丁寧に行い、令和5年度1学期からの食物アレルギー対応が安全に行われるようにいたします。また、中学校に関しましては、初めて食物アレルギー対応が開始されるため、令和5年4月以降に、食物アレルギーのある方とのアレルギー面談を実施していく予定です。

以上で、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」についてのご報告を終わらせていただきます。

○事務局（青木学校給食課長）

資料の訂正がございませう。資料3の最後の経過及び今後のスケジュールのところですが、令和4年の学校給食運営審議会で対応方針の報告が10月になっておりますが、本日も報告しているため11月とさせていただきますこと、また保護者宛の通知が22日に発送しておりますので、順番の入れ替えをお願いいたします。

○会長

それでは、議題（3）についてご質問はありますでしょうか。

○A委員

方針並びに実施手順書の内容についてご質問してもよろしいでしょうか。これは今後細かく修正するのででしょうか。

○会長

これはすでに完成していて、保護者に通知しているものとなります。

○A委員

そうすると、審議会の報告前に保護者に送付されているということですね。手順が逆かと思いますが、今この内容についてご質問や意見よろしいでしょうか。

○事務局（青木学校給食課長）

こちらのアレルギー対応方針については、教育委員会で決定、議会で承認いただいているところですが、内容についてのご質問、意見はいただきたいと考えております。現時点で修正することはできませんが、次回の改正機会に参考として意見を頂戴できればと思います。

○会長

では内容含めご質問をお願いします。

○A委員

二点あります。実施手順書を拝見しました。対応方針に沿った実際の実施手順書ということで記載されているもので、14ページの（4）当日の給食時間の確認の小学校における学級担任及びダブルチェックを担当する教員ということで、喫食前に徹底したアレルギー確認を行うため、学級担任以外の教員と

いう記載があります。ダブルチェックを担当する教員というのは、具体的にどのような立場の方でしょうか。

二点目、17 ページの7 緊急性の高いアレルギー症状を発症した場合の対応について、もう少し詳しく記載していただくべきかと思えます。

○事務局（平出給食係長）

ご意見ありがとうございます。

まず、一点目ダブルチェックを担当する教員ですが、学校ごとに違っており、把握しているところだと、副校長や隣り合う学級担任同士や、副担任、給食主任の先生が担当しております。ダブルチェックを担当する教員については、学校給食課で指定できるものではないので、各学校において決めていただいております。

○A委員

決まった1 人だけが担当するのでしょうか。

○事務局（平出給食係長）

複数で対応している学校もあります。アレルギーのある児童数によっても変わるため、多い学校ですと複数で対応しているところもあります。

二点目、緊急性の高いアレルギー症状への対応の記載については、今後見直しが必要かと考えていますが、対応方針には、東京都の緊急時の対応マニュアルを付しております。

また、対応方針の10 ページ及び24 ページに対応方法、フローチャートは記載しているところですが、ご意見は今後の参考とさせていただきたいと思えます。

○会長

それぞれの学校の現場で対応の方法やフローチャート等が教室や保健室に掲示されていて、全員が確認できる体制があるかと思えますが、それを確認しておく必要があるということかと思えます。このことについては、各学校にもご意見があったことをお伝えさせていただきたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

○B委員

教職員の方は異動もあるので、役割を決めたとしても、次の年度はいないといったこともあると思えます。

エピペンの対応について、大きいボードに10 個ほどの札をつけて、各札に救急車を呼ぶ、保護者に連絡する等、それぞれやらなければいけないことが書かれており、札がとれていれば対応済み、とられていないものは未対応といった訓練もあるとのことで、緊急性の高いアレルギー症状が発症した場合の対応は毎年行っていただく必要があるかと思えます。

○会長

発症した場合を想定した対応についても促していくということですね。その対応の好事例について、学校給食課から学校にお知らせしていく、全体周知していくことが大事という意見でした。エピペンを打つという研修もあるかと思しますので、それに合わせてお願いいたします。

○事務局（平出給食係長）

ありがとうございます。アレルギー研修については、年1回は研修会を行っておりまして、模擬エピペンを体験していただく研修がございます。

それとは別に、学校ごとにアレルギー研修を実施していただくことになっておりまして、昨年度、学校の研修を見させていただきました。頭ではわかっているけれども実勢に動くとなると、エピペンの打ち方も想定しているよりちゃんとできないという意見もありまして、実際に動画に取らせていただいて、このような研修を実施している学校もありますというのは共有させていただいております。実際の動きを想定した訓練については、重要性を認識しておりますので、学校にも共有・周知してまいりたいと思います。

○会長

アレルギー対応方針の26ページには、研修の実施も明記されていますので、そういったところを具体的に実施し、確認していく必要があるかと思えます。

他にどうでしょうか。

○A委員

対応方針の24ページのところで、対応について記載されていますが、具体的な部分も手順書にも記載していただくことを重ねてお願いいたします。

例えばAEDの管理というところで、実際にすべての職員が対応できるのか、また人口呼吸等、アレルギーに直接関係ない部分での対応についてもお伺いします。

○事務局（青木学校給食課長）

AEDの管理や人口呼吸については、市の方では普通救命講習により全職員が動けるという形で進めております。

○会長

他にいかがでしょうか。

それでは、その他について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（青木学校給食課長）

それでは、次第の4、その他についてご説明いたします。

本日の議題にはありませんでしたが、学校給食食材の物価高騰対策として、令和4年6月分から、1食あたり10円を補助することにより、給食水準を維持しつつ、現行の学校給食費の値上げを行わないこと

で、保護者の方の負担増を回避しております。

物価高騰の影響が現在も続いているため、12月補正予算にて、現行の10円の補助に5円を加算する予定です。12月から3月までですが、1食あたり15円とする予定です。

また、本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただき、ありがとうございました。資料や開催通知の送付が直前となっけてしまい、お手数をかけてしまいましたが、皆様のご協力により、無事に議題の報告を終えることができました。

来年度は、新調理場の供用開始及び中学校給食におけるアレルギー対応の開始、また学校給食費の公会計化等、本市の学校給食を取り巻く環境が大きく変わります。その状況下においても、これまでどおり安全・安心な学校給食の提供を続けてまいります。学校給食に係る審議事項がある場合は、審議員の皆様にもご協力いただくこととなりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

○会長

本日の審議事項は以上になります。

今回、アレルギーのことをはじめ、様々なことを議論できたと思います。今後、運用していくことで生じる課題等について、本審議会でも議論できるといいかと思ひます。

○A委員

資料の送付やスケジュールについては、重ねてお願ひいたしますが、1か月程度前には送付をいただきたいこと、また資料についても事前配布という点で、必ずしも紙媒体でなくメール等で送付いただくことは可能でしょうか。

○事務局（青木学校給食課長）

委員のおっしゃるとおりかと考えております。次回以降、日程のご連絡やメールの手段も含めた資料の事前送付等の対応をしていきたいと思ひます。

○副会長

本日はありがとうございました。

以上